

中小企業技術者高度研修助成のご案内

中央区では区内の中小企業に勤務している中堅技術者の方を対象に、専門学校や研修機関等が行う職務に関する高度な技術研修（初歩的なものではなく、一定の技術を有する方がさらに高度な技術を取得するための研修）などの受講に対し、費用の一部を助成します。

- 1 助成率・助成限度額
研修受講料の2分の1で10万円を限度とします。
- 2 助成対象となる技術・技能
企業が展開している事業（本来業務）に直接関係するものに限りします。
- 3 申請から補助金の交付までの流れ

【事前相談】

助成の可否を判断するため、研修の概要が分かるものをご提示ください。
業界団体から推薦を受けられるかどうかもお合わせて確認させていただきます。



研修開始の15日前までに、受講助成申請書（所定の様式）・業界団体等推薦書（推薦を受けられる場合）・研修の内容・受講料が分かる資料（パンフレット、HPの写しなど）・企業概要をご提出ください。



申請内容を審査して助成決定通知書を送付します。



研修終了後、補助金請求書・債権者登録依頼書（助成決定通知書とともにお送りします）・受講料領収書・修了証明書（資格取得証）をご提出ください。



口座振替により補助金を交付します。

- 4 問い合わせ先
〒104-8404
中央区築地1-1-1 中央区役所区民部商工観光課中小企業振興係
電話：03-3546-5487
FAX：03-3546-2097